平成２５年（フ）第３８４号
北海道上川郡当麻町字園別２区
債務者　石川　一子
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９６号
北海道上川郡比布町寿町１丁目４番１―202号
債務者　高瀬さゆり
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７１号
大阪市淀川区西三国４丁目６番27号
債務者　柴﨑　重幸
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９１号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目17番５号
債務者　岩本　泰明
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９６号
大阪府枚方市磯島茶屋町20番１―201号
債務者　進藤　美帆
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２１４号
釧路市南大通１丁目２番３号
破産者　ＰＳ通信特機東北海道株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２８６５号
東京都中央区日本橋馬喰町２丁目７番13号
破産者　オノビーアイジー株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８６６号
東京都中央区日本橋馬喰町２丁目７番13号
破産者　オー・エム工営株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７８号
東京都足立区青井３丁目５―26―122
破産者　小野　隆正
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４９号
静岡市清水区江尻町13番15号
破産者　株式会社山梨組
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１０号
愛知県豊明市大久伝町南７番地の１
破産者　共立建設コンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６１号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地
破産者　株式会社東海サンワード
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６号
北海道旭川市永山12条２丁目６番９号
破産者　有限会社道北タイルセンター
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８８号
金沢市湊１丁目55番地21
破産者　進洋運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９２号
愛媛県松山市室町２丁目３番12号
破産者　丸二青果有限会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５０号
愛媛県松山市山越５丁目16番11号
破産者　有限会社メタルライフタケダ
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第９７号
埼玉県日高市大字鹿山455番地５　エルムハイツＡ２号室、開始決定時の住所埼玉県入間郡越生町大字越生525番地３
破産者　千野　文夫
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年３月12日午前10時20分
平成26年１月22日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０６号
愛知県清須市西枇杷島町押花62番地　シンプルライフ201、従前の住所名古屋市中村区新富町２丁目１番２号　レインボー新富町202号
破産者　山藤清徳こと　山藤　清徳
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年３月25日午後１時40分
平成26年１月22日
名古屋地方裁判所民事第２部